

IEEE OES Japan Chapter 運用内規

提案	1996年4月15日
修正	1996年4月15日
修正	2015年8月4日
修正	2015年12月28日

1. 本 IEEE OES Japan Chapter は、The Institute of Electrical and Electronics Engineering, INC. (IEEE) の Oceanic Engineering Society (OES) の Tokyo Chapter として、1995 年 8 月 7 日に設立が承認され、その後、IEEE OES Japan Chapter (通称) と改めた。
2. 本運用規定では、その運用について規定する。
3. 名称：本 Chapter 名は、IEEE OES Japan Chapter とする (通称並びに商号登録名称)。
4. 登録住所：住所は、〒153-8505 東京都目黒区駒場 4-6-1 とする (商号登録住所)。
5. 目的：我が国における海洋関連工学の世界的な活動を推進する。
6. 活動：上記目的を達するための非営利的活動を行う。
7. 会員：IEEE OES に所属する IEEE 会員とする。
8. 構成：本 Chapter に以下の構成員からなる役員会および各種委員会を置く。また、役員会および各種委員会の委員長および幹事により幹事会を構成する。役員会および幹事会は、議長が召集する。当該年度最新版の役員会構成員を別紙 1 として添付するものとする。

役員会 Executive Committee

議長 (Chair) :	1 名
副議長 (Vice-Chair) :	2 名程度とする
事務局 (Secretary) :	1 名
会計 (Treasurer) :	1 名
監事 (Controller) :	1 名

各種委員会 Ex-Officio Administrative Committee

委員長 :	1 名
幹事 :	1 名
委員 :	数名

幹事会 Administrative Committee

役員会の構成員
委員会の委員長および幹事

9. 選挙：次期議長候補は幹事会により推挙され、総会において承認される。次期幹事会構成員の選出および任期途中で交代する者は、総会において承認された議長が、幹事会において協議して推挙し、幹事会構成員の過半数の承認を経ておこなわれる。結果は、事務局によりホームページ等で周知されるとともに、次回総会において議長より報告される。
10. 任期：幹事会の構成員の任期は、2 年度 (初年度 7 月 1 日～3 年度? 6 月 30 日まで) とするが、重複は妨げない。任期途中で交代する場合には、後任者は、残りの任期とする。
11. 総会：総会は年に 1 回開催される。開催案内は、開催の 1 ヶ月前までに E-mail (あるいは Fax、手紙など) により本 Chapter の会員に連絡される。座長は、議長がおこない、

議長選出および会計等に関わる承認議案は、出席者の過半数の賛成により成立する。総会に出席できない場合は、議長一任とみなす。承認された議案については、事務局によりホームページ等で周知される。

12. 役員会：役員会は我が国における海洋関連工学の世界的な活動を推進するために必要な事業の実施をおこなうために幹事会の招集を行うとともに、前年の事業報告及び収支決算、並びに当該年の事業計画及び予算案を作成し報告する。
13. 幹事会：幹事会は、役員会の構成員および委員会の委員長および幹事により構成される。幹事会は、議長が必要に応じて召集し、座長をする。幹事会は、本 Chapter の議長の推挙をおこなう。また、幹事会構成の推挙ならびに承認をおこなう。また、本 Chapter の活動についての必要な決定および実行、事業の実施をおこなう。幹事会での議案の審議には、幹事会構成員の過半数の承認が得られるものを承認議案とする。審議には、E-mail による審議を認める。幹事会での承認事項は、議長により総会で報告される。
14. 運用内規の変更：本運用内規は、本 Chapter の活動についての必要な決定および実行に関わるものであるため、変更は幹事会の審議承認事項とする。また、15 にあげる IEEE OES Japan Chapter Young Researcher Award 選考の運用ガイドラインの変更についても同様の規定とする。
15. 委員会：本 Chapter の目的を達成するために、各種委員会を設けることができる。委員会には委員長および委員数名を置く。また、幹事を置くことができる。委員会の設置ならびに委員長他構成員は、幹事会での協議・承認を経て、議長が総会で報告をおこなう。各委員会の委員長ならびに幹事は、幹事会の構成員の一員とする。当該年度最新版の委員会および構成員リストを別紙 2 として添付するものとする。
16. 表彰：2008 年度に設けられた IEEE OES Japan Chapter Young Award 選考については、別紙 3 に定めるガイドラインに沿って運用する。
17. 事業：本 Chapter の目的を達成するために、講演会、国際シンポジウム/WS などの事業をおこなう。
18. 実行委員会：国際シンポジウム/WS 等の非定常的な活動をおこなうために、実行委員会を設けることができる。実行委員長は、IEEE OES に所属する IEEE 会員とし、原則として本 Chapter の会計担当役員が実行委員会の会計を担当する。
19. 会計報告および予算：前年度の会計報告および予算は、総会において承認されるものとする。会計報告および予算は、本 Chapter の会計担当役員が報告をおこない、総会における承認後、監事により確認される必要がある。シンポジウム等の非定常的な実行委員会における活動の会計は、本 Chapter の会計担当役員により総会において報告され、承認を得るものとする。
20. その他
 - (1) 次の事項は議長の先決とする。
各種行事の協賛